

平成 28 年 6 月 3 日 提出

平成 28 年安曇野市議会

6 月 定 例 会 議 案

安曇野市

平成27年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成27年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越金	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債	
2 総務費	1 総務管理費	電算管理費	37,504,000	37,504,000	0	12,800,000	24,704,000
						国12,800,000	
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	0
						国5,000,000	
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育園総務費	949,320	949,320	0	474,000	475,320
						国474,000	
6 農林水産業費	1 農業費	畑作園芸振興事業 (地方創生加速化交付金)	2,376,000	2,376,000	0	2,376,000	0
						国2,376,000	
6 農林水産業費	1 農業費	消費拡大対策事業 (地方創生加速化交付金)	11,080,000	11,080,000	0	11,080,000	0
						国11,080,000	
7 商工費	1 商工費	地域ブランド化構築事業 (地方創生加速化交付金)	805,000	805,000	0	805,000	0
						国805,000	
7 商工費	1 商工費	安曇野ブランド情報発信事業 (地方創生加速化交付金)	29,268,000	29,268,000	0	29,268,000	0
						国29,268,000	
7 商工費	1 商工費	しゃくなげの湯整備事業	9,594,000	9,594,000	0	7,500,000	2,094,000
						国5,000,000	
						地2,500,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (三郷1級5号線外4路線)	36,689,000	36,689,000	0	32,356,000	4,333,000
						国18,656,000	
						地13,700,000	
8 土木費	4 都市計画費	街路整備事業 (社会資本整備)	131,063,000	131,061,459	0	124,654,000	6,407,459
						国71,754,000	
						地52,900,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	64,045,000	64,045,000	0	50,961,000	13,084,000
						国17,161,000	
						地33,800,000	
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園改修事業	55,131,000	50,974,000	0		50,974,000
合 計			383,504,320	379,345,779	0	277,274,000	102,071,779
						国174,374,000	
						地102,900,000	
						他0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

平成27年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成27年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育園整備費 (三郷北部保育園)	69,854,200	0	69,854,200	0	69,854,200	0	66,300,000	3,554,200
								0	地 66,300,000	
6 農林水産業費	1 農業費	消費拡大対策事業	125,600,000	83,286,000	42,314,000	0	42,314,000	0	42,314,000	0
								0	国 42,314,000	
8 土木費	4 都市計画費	街路整備事業	2,160,000		2,160,000	0	2,160,000	0	0	2,160,000
								0	0	
10 教育費	5 社会教育費	交流学习センター費	27,648,000	2,833,600	24,764,400	0	24,764,400	0	23,500,000	1,264,400
									地 23,500,000	
11 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	3,348,000	0	3,348,000	0	3,348,000	0	0	3,348,000
								0	0	
								0	0	0
								0	0	0
								0	0	0
								0	0	0
合 計			228,610,200	86,119,600	142,440,600	0	142,440,600	0	132,114,000	10,326,600
								国 0	国 42,314,000	
								地 0	地 89,800,000	
								他 0	他 0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

平成27年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成27年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越に必要な資産購入限度額	説明
						企業債	補助金	工事負担金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費										
		市道明科4081号線水管橋布設替工事	6,837,000	0	6,837,000	0	0	0	6,837,000	0	0	のがさ早布を必がた 多漏確れ急設行要あため
		市道穂高2級21号線ほか配水管布設替工事	12,453,000	0	12,453,000	0	0	0	12,453,000	0	0	東日本大震災に伴う管不足のため
合 計			19,290,000	0	19,290,000	0	0	0	19,290,000	0	0	

報告第 8 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 2184 番地 104 市道穂高 0730 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 14 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 12 月 31 日午前 11 時 50 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、市道穂高 0730 号線に隣接する店舗駐車場に進入する際、経年劣化により湾曲したグレーチングが跳ね上がりフロントバンパー下部を破損させたものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 91,099 円を賠償するものとする。

報告第 9 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科南穂高 2737 番地 6 先付近市道豊科 1 級 23 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 20 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 4 月 13 日午後 9 時 30 分頃、損害賠償請求者の運転する車が、豊科南穂高 2737 番地 6 先市道豊科 1 級 23 号線を走行中に、経年劣化により発生した陥没に車輪がはまり左側前輪のタイヤ、ホイールを破損したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 松本市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 30,996 円を賠償するものとする。

報告第 10 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金三田 1153 番地 2 の市営住宅三田団地における事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 28 年 2 月 13 日午後 11 時 30 分頃、市営住宅三田団地敷地内の D 棟-1 号玄関前に駐車していた車両に、1 月の大雪により 2 階屋根に積雪した雪塊が車両に落下し、ボンネット及び右フロントフェンダーの一部を破損させたものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故は、市営住宅敷地内の指定駐車場区域外において発生したものであるが、駐車スペースに限りがあるため、市が敷地内の任意の場所へ車両駐車を容認していた背景において、損害賠償請求者が玄関前に駐車した車両を破損したものである。

原因は、屋根に設置されている雪止めの性能限界を超え、落雪したもので施設管理者の安全管理の不備によるものであるが、屋根からの落雪については入居の際にも説明しており、損害賠償請求者にも予見可能性が認められるため、安曇野市の過失を 50%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 73,607 円を賠償するものとする。

報告第 11 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 水道料金

2 債権を放棄した日 平成 28 年 3 月 29 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当	平成 24 年度	3	6,750	
条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当	平成 25 年度	10	25,500	
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 25 年度	8	33,430	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 17 年度	2	101,032	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 18 年度	4	64,912	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 19 年度	4	26,040	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 20 年度	7	167,790	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 21 年度	13	193,001	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 22 年度	3	92,645	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 23 年度	5	27,785	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 24 年度	10	42,658	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 25 年度	34	94,650	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 26 年度	4	270,843	
条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当	平成 27 年度	1	201,754	
条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当	平成 25 年度	6	40,906	
合 計		114	1,389,696	

4 時効の根拠及び時効期間

民法第 173 条第 1 号 (2 年の短期消滅時効)

報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第 1 条 安曇野市税条例(平成 17 年安曇野市条例第 89 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同条第 6 項を第 11 項とし、第 5 項を第 10 項とし、第 4 項の次に次の 5 項を加える。

5 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

8 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

9 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

(安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年安曇野市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 3 項の表第 98 条第 1 項中「第 1 条の規定」を削り、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 5 項、前項及び第 9 項」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同条第 12 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 5 項、前項及び第 11 項」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同条第 14 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 5 項、前項及び第 13 項」を「同項、第 5 項及び前項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第19条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

平成27年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,323,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更、廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		11,445,330	△1,397	11,443,933
	4 市たばこ税	630,000	△1,361	628,639
	5 入湯税	37,360	△36	37,324
2 地方譲与税		466,000	23,095	489,095
	1 地方揮発油譲与税	146,000	2,566	148,566
	2 自動車重量譲与税	320,000	20,529	340,529
3 利子割交付金		21,000	△2,266	18,734
	1 利子割交付金	21,000	△2,266	18,734
4 配当割交付金		20,000	32,330	52,330
	1 配当割交付金	20,000	32,330	52,330
5 株式等譲渡所得割交付金		4,000	49,775	53,775
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,000	49,775	53,775
6 地方消費税交付金		1,631,000	202,286	1,833,286
	1 地方消費税交付金	1,631,000	202,286	1,833,286
7 ゴルフ場利用税交付金		40,000	△1,247	38,753
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000	△1,247	38,753
8 自動車取得税交付金		55,000	36,094	91,094
	1 自動車取得税交付金	55,000	36,094	91,094
10 地方交付税		11,245,226	114,793	11,360,019
	1 地方交付税	11,245,226	114,793	11,360,019
12 分担金及び負担金		764,922	143	765,065
	1 分担金	70,070	△74	69,996
	2 負担金	694,852	217	695,069
13 使用料及び手数料		340,996	823	341,819
	1 使用料	180,478	△1,386	179,092
	2 手数料	160,518	2,209	162,727
14 国庫支出金		3,685,479	△97,230	3,588,249
	1 国庫負担金	2,698,101	△50,699	2,647,402
	2 国庫補助金	970,984	△51,756	919,228

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 国庫委託金	16,394	5,225	21,619
15 県支出金		2,152,718	△5,056	2,147,662
	1 県負担金	1,051,064	△4,867	1,046,197
	2 県補助金	877,832	△1,841	875,991
	3 県委託金	223,822	1,652	225,474
16 財産収入		262,567	1,073	263,640
	1 財産運用収入	90,634	1,073	91,707
17 寄附金		679,718	73,179	752,897
	1 寄附金	679,718	73,179	752,897
18 繰入金		2,019,761	△930,873	1,088,888
	2 基金繰入金	2,018,700	△930,873	1,087,827
20 諸収入		1,520,813	△31,722	1,489,091
	1 延滞金・加算金及び過料	17,001	△4,400	12,601
	2 預金利子	100	857	957
	3 貸付金元利収入	972,868	△713	972,155
	4 受託事業収入	36,760	△1,000	35,760
	5 雑入	494,084	△26,466	467,618
21 市債		4,778,900	△123,800	4,655,100
	1 市債	4,778,900	△123,800	4,655,100
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		849,570	0	849,570
歳 入 合 計		41,983,000	△660,000	41,323,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		297,054	△1,700	295,354
	1 議会費	297,054	△1,700	295,354
2 総務費		7,024,576	△65,011	6,959,565
	1 総務管理費	6,145,622	△30,822	6,114,800
	2 徴税費	499,305	△6,300	493,005
	3 戸籍住民基本台帳費	272,581	△27,771	244,810
	4 選挙費	45,374	△118	45,256
3 民生費		11,945,358	△182,363	11,762,995
	1 社会福祉費	6,393,362	△116,856	6,276,506
	2 児童福祉費	4,508,399	△21,807	4,486,592
	3 生活保護費	1,043,097	△43,700	999,397
4 衛生費		2,505,449	△58,953	2,446,496
	1 保健衛生費	1,187,726	△10,155	1,177,571
	2 清掃費	1,146,361	△27,498	1,118,863
	3 上水道費	171,362	△21,300	150,062
5 労働費		72,671	△1,300	71,371
	1 労働費	72,671	△1,300	71,371
6 農林水産業費		2,590,839	△54,853	2,535,986
	1 農業費	1,055,089	△21,820	1,033,269
	2 林業費	481,618	△30,096	451,522
	3 耕地費	1,053,947	△2,937	1,051,010
7 商工費		2,153,131	△47,311	2,105,820
	1 商工費	2,153,131	△47,311	2,105,820
8 土木費		4,941,191	△57,076	4,884,115
	1 土木管理費	346,715	△1,500	345,215
	2 道路橋梁費	1,521,904	△52,660	1,469,244
	4 都市計画費	3,018,156	△2,916	3,015,240
9 消防費		1,484,559	△26,793	1,457,766
	1 消防費	1,484,559	△26,793	1,457,766

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		4,359,366	△46,884	4,312,482
	1 教育総務費	775,776	△8,936	766,840
	2 小学校費	586,593	△7,841	578,752
	3 中学校費	616,999	△10,715	606,284
	4 幼稚園費	246,916	△3,604	243,312
	5 社会教育費	1,824,762	△14,432	1,810,330
	6 保健体育費	308,320	△1,356	306,964
11 災害復旧費		10,000	△6,500	3,500
	1 土木施設災害復旧費	10,000	△6,500	3,500
12 公債費		4,548,806	△111,256	4,437,550
	1 公債費	4,548,806	△111,256	4,437,550
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		50,000	0	50,000
歳 出 合 計		41,983,000	△660,000	41,323,000

第2表 繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7 商工費	1 商工費	安曇野ブランド情報発信事業	13,716	29,268
8 土木費	4 都市計画費	街路整備事業	130,536	131,063

2 廃止

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		備考
			補正前	補正後	
6 農林水産業費	1 農業費	直売加工施設運営事業	756	-	交付金不採択による
7 商工費	1 商工費	受入体制整備事業	15,552	-	交付金不採択による

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債 (民生債)	82,700	証書借入	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	82,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債 (衛生債)	112,000	同上	同上	同上	90,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
公共事業等債 (農林債)	311,500	同上	同上	同上	303,600	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債 (商工債)	216,200	同上	同上	同上	170,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
公共事業等債 (土木債)	217,000	同上	同上	同上	215,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債 (土木債)	191,900	同上	同上	同上	169,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
防災対策事業債 (消防債)	18,100	同上	同上	同上	17,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債 (教育債)	744,800	同上	同上	同上	721,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)

平成27年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,462,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		2,046,516	45,079	2,091,595
	1 国民健康保険税	2,046,516	45,079	2,091,595
2 使用料及び手数料		1,400	△50	1,350
	1 手数料	1,400	△50	1,350
3 国庫支出金		2,036,397	191,928	2,228,325
	1 国庫負担金	1,678,883	△830	1,678,053
	2 国庫補助金	357,514	192,758	550,272
4 県支出金		385,491	117,952	503,443
	1 県負担金	67,984	△62	67,922
	2 県補助金	317,507	118,014	435,521
5 療養給付費等交付金		508,239	△23,690	484,549
	1 療養給付費等交付金	508,239	△23,690	484,549
7 共同事業交付金		2,342,834	△11,071	2,331,763
	1 共同事業交付金	2,342,834	△11,071	2,331,763
9 繰入金		1,229,629	△212,355	1,017,274
	1 他会計繰入金	726,788	△9,514	717,274
	2 基金繰入金	502,841	△202,841	300,000
11 諸収入		37,625	2,050	39,675
	1 延滞金及び過料	10,130	2,561	12,691
	2 預金利子	1	△1	0
	6 雑入	11,047	△510	10,537
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,764,472	0	3,764,472
歳 入 合 計		12,352,603	109,843	12,462,446

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		16,945	△621	16,324
	1 総務管理費	13,834	△459	13,375
	2 賦課徴収費	1,740	△151	1,589
	3 運営協議会費	234	△11	223
2 保険給付費		7,469,840	△81,760	7,388,080
	1 療養諸費	6,540,360	△69,214	6,471,146
	2 高額療養費	865,880	△7,971	857,909
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	35,700	△920	34,780
	5 葬祭諸費	5,400	△900	4,500
	6 精神諸費	22,000	△2,255	19,745
8 保健事業費		164,474	△4,208	160,266
	1 特定健康診査等事業費	150,007	△1,606	148,401
	2 保健事業費	14,467	△2,602	11,865
11 諸支出金		104,935	△882	104,053
	1 償還金利子及び還付加算金	104,935	△882	104,053
12 予備費		150,000	197,314	347,314
	1 予備費	150,000	197,314	347,314
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		4,446,409	0	4,446,409
歳 出 合 計		12,352,603	109,843	12,462,446

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計
補正予算(専決第1号)

平成27年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ996,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		724, 273	1, 349	725, 622
	1 後期高齢者医療保険料	724, 273	1, 349	725, 622
2 使用料及び手数料		132	△25	107
	1 手数料	132	△25	107
3 繰入金		250, 217	△30	250, 187
	1 一般会計繰入金	250, 217	△30	250, 187
5 諸収入		1, 897	△455	1, 442
	1 延滞金、加算金及び過料	45	0	45
	2 預金利子	1	△1	0
	3 雑入	1	△1	0
	4 償還金及び還付加算金	1, 850	△453	1, 397
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		18, 683	0	18, 683
歳 入 合 計		995, 202	839	996, 041

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		890	△53	837
	1 総務管理費	55	△13	42
	2 徴収費	835	△40	795
2 後期高齢者医療広域連合納付金		992,077	△9,000	983,077
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	992,077	△9,000	983,077
3 諸支出金		2,135	△738	1,397
	1 償還金及び還付加算金	2,135	△738	1,397
4 予備費		100	10,630	10,730
	1 予備費	100	10,630	10,730
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		995,202	839	996,041

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

平成27年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160,005千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,471,398千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1, 851, 201	14, 341	1, 865, 542
	1 介護保険料	1, 851, 201	14, 341	1, 865, 542
2 使用料及び手数料		394	△34	360
	1 手数料	394	△34	360
3 国庫支出金		1, 959, 114	△34, 112	1, 925, 002
	1 国庫負担金	1, 499, 671	△1	1, 499, 670
	2 国庫補助金	459, 443	△34, 111	425, 332
4 支払基金交付金		2, 410, 840	△128, 890	2, 281, 950
	1 支払基金交付金	2, 410, 840	△128, 890	2, 281, 950
5 県支出金		1, 182, 633	△1, 343	1, 181, 290
	2 県補助金	19, 378	△1, 343	18, 035
6 サービス収入		21, 934	△645	21, 289
	1 介護予防給付費収入	21, 934	△645	21, 289
8 繰入金		1, 154, 210	△15, 532	1, 138, 678
	1 一般会計繰入金	1, 154, 210	△15, 532	1, 138, 678
9 繰越金		49, 505	5, 247	54, 752
	1 繰越金	49, 505	5, 247	54, 752
10 諸収入		5	963	968
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	3	495	498
	3 延滞金・加算金及び過料	1	469	470
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1, 567	0	1, 567
歳 入 合 計		8, 631, 403	△160, 005	8, 471, 398

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		100,556	△4,889	95,667
	1 総務管理費	7,135	△1,612	5,523
	2 徴収費	7,522	△1,364	6,158
	3 介護認定審査会費	85,899	△1,913	83,986
2 保険給付費		8,202,545	△67,429	8,135,116
	1 介護サービス等諸費	7,662,489	△17,803	7,644,686
	2 その他諸費	8,281	△106	8,175
	3 高額介護サービス等費	146,764	△2,767	143,997
	4 特定入所者介護サービス等費	358,564	△39,765	318,799
	5 高額医療合算介護サービス等費	26,447	△6,988	19,459
3 地域支援事業		109,573	△9,122	100,451
	1 介護予防事業	28,385	△5,283	23,102
	2 包括的支援事業・任意事業費	81,188	△3,839	77,349
4 介護サービス事業費		21,934	△272	21,662
	1 介護予防支援事業	21,934	△272	21,662
5 基金積立金		145,195	△112,339	32,856
	1 基金積立金	145,195	△112,339	32,856
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
7 諸支出金		51,450	△832	50,618
	1 償還金及び還付加算金	51,450	△832	50,618
8 予備費		50	34,978	35,028
	1 予備費	50	34,978	35,028
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		8,631,403	△160,005	8,471,398

報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度 安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算
(専決第1号)

平成27年度安曇野市の観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,793千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,306千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		31,549	△1,829	29,720
	1 他会計繰入金	31,549	△1,829	29,720
3 繰越金		0	36	36
	1 繰越金	0	36	36
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		7,550	0	7,550
歳 入 合 計		39,099	△1,793	37,306

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光宿泊施設事業費		39,099	△1,793	37,306
	1 観光宿泊施設事業費	39,099	△1,793	37,306
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		39,099	△1,793	37,306

報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度安曇野市産業団地造成事業特別会計 補正予算（専決第1号）

平成27年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84,350千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		84,350	△84,350	0
	1 財産売払収入	84,350	△84,350	0
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		641	0	641
歳 入 合 計		84,991	△84,350	641

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		84,991	△84,350	641
	1 産業団地事業費	84,991	△84,350	641
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		84,991	△84,350	641